

令和6年第4回農業委員会議事録

令和6年4月25日

下妻市農業委員会

令和6年第4回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年4月25日(木) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1

3. 報 告

第1号 事務局職員の人事異動について

4. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について

第5号 現況証明書の交付決定について

5. 報 告

第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

出席職員次のおり

局長 塚越 剛 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和6年第4回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は2番 鶴見 清忠 君、17番 程塚 裕行 君 の兩名を指名いたします。

議事に入る前に、3月総会において処分未了となっております、議案第4号 処理番号1号 高道祖地内の事業用倉庫建築計画による所有権移転許可申請について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

3月総会において処分未了となっております、議案第4号 処理番号1号 高道祖地内の事業用倉庫建築計画による所有権移転許可申請について、ご報告申し上げます。

許可前に一部施工して問題視された、申請地内の移動させた土につきましては、原状に復すよう指導したところ、申請者によって是正されました。

4月8日、笠島委員によって、畑に置いてあった土が全量元に戻されていることを確認し、その後、事務局においても原状回復していることを確認しました。

許可の条件とされた、申請地を元の状態に戻し、原状回復が完了したことを報告いたします。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

報告のとおり、当該申請の許可にあたっての条件については、対応が完了しましたので、ご承知おきください。

それでは、議事に入ります。

はじめに、報告第1号、事務局職員の人事異動について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページをお開き願います。

報告第1号、事務局職員の人事異動について、ご報告申し上げます。令和6年4月1日付で下妻市の人事異動が発令されました。事務局職員の人事異動につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項において農業委員会が任免することになっておりますが、初総会でのご説明のとおり、職員の人事については、会長並びに会長職務代理者に委ねていただき、その結果をご報告するものであります。今回の人事異動では、農地係長の渡辺広行が、消防防災課消防係に出向し、その後任として、環境課クリーン推進係長の磯和洋が、事務局長補佐兼農地係長として赴任しております。また、庶務係の富張陽子が農地係長に昇任し、農地係の綿貫千秋が庶務係へ配置換えとなっております。これにより、令和6年度の農業委員会事務局の体制は、事務局長の私をはじめ、記載のとおり7名となりますので、引き続きご指導くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、磯補佐を紹介いたします。

(磯補佐：自己紹介)

議長(会長 齋藤孝夫君)

報告第1号につきましては、以上といたします。

続いて、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回13件の申請であります。ご説明申し上げます。

2ページをお開き願ひます。

処理番号1号、申請地、鎌庭地内、畑、698㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、原地内、畑、161㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、大木地内、田、2,956㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が3月の報告第1号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願ひます。

処理番号4号、申請地、高道祖地内、畑、1,155㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が3月の報告第1号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、村岡地内、2筆、畑、合計1,355㎡、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、大園木地内、2筆、田及び畑、合計2,231㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

4ページをお開き願ひます。

処理番号7号、申請地、江地内、田、913 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、江地内、田、2,546 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、高道祖地内、3筆、田、合計7,933 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

5ページをご覧ください。

処理番号10号、申請地、原地内、畑、434 m²、申請理由は、親子間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号11号、申請地、半谷及び大木地内、3筆、田、合計3,013 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号12号、申請地、江地内、4筆、畑、合計7,495 m²、申請理由は、夫婦間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

6ページをお開き願います。

処理番号13号、申請地、村岡地内、田、1,681 m²、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。1月の農業委員会総会において、農地の買受適格証明書を交付した、公売による農地の売買でございます。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:飯島委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、きぬ駐在所から西へ約400mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:鈴木委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から南へ約1kmにあり、野菜の作付けがされ、きれいに管理されていました。4月23日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:鶴見委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり農機具修理研修センターから東へ約500mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号:笠島委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから東へ約650mにあり、耕運されていました。4月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号:羽賀委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから北へ約700m圏内にあり、2筆のうち1筆は果樹、1筆は家庭菜園の作付けがされていました。4月22日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号:結束委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから北東へ約500m圏内にあり、田は耕起され、畑は小麦の作付けがされていました。4月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 7 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 7 号について報告いたします。申請地は、下妻消防署上妻出張所から北西へ約 1.1km にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 8 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 8 号について報告いたします。申請地は、下妻消防署上妻出張所から北西へ約 1.1km にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 9 号:塚田委員

議案第 1 号 処理番号 9 号について報告いたします。申請地は、西原保育園から北西へ約 450m 圏内、また南西へ約 1.1km にあり、水稻の作付け準備がされていました。4 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 10 号:鈴木委員

議案第 1 号 処理番号 10 号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から南東へ約 1km にあり、野菜の作付けがされていました。4 月 23 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 11 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 11 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり下妻梨第 1 選果場から西へ約 800m、また、北西へ約 750m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 12 号:鶴見委員

議案第 1 号 処理番号 12 号について報告いたします。申請地は、下妻消防署上妻出張所から北へ約 1.9km 圏内にあり、4 筆のうち 2 筆に麦の作付け、2 筆は雑草が繁茂していました。4 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人には入院中であり電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 13 号:羽賀委員

議案第 1 号 処理番号 13 号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから北へ約 1.4km にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。4 月 22 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。高橋委員。

高橋委員

処理番号 9 号について、地目が田とあるので水稻を耕作するのだと思います。議案書の農機具欄には、耕運機1、トラック1とありますが、それだけでしょうか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、お願いします。

塚田会長職務代理者

この譲受人は耕作はせず、全部委託で耕作してもらうということになっています。

議長(会長 齋藤孝夫君)

高橋委員、よろしいですか。

高橋委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。飯島委員。

飯島委員

処理番号1号について、譲受人、譲渡人とも他県の方です。今までの案件では、どちらかは地元の方、または近くの方なのですが、今回の場合、この農地を管理をしている方がいますので、こういう場合は管理を委託された方にも面談した方がいいのでしょうか。

事務局(富張係長)

飯島委員のご質疑にお答えいたします。

処理番号1号について、こちらは譲受人、譲渡人とも神奈川県在住の親子間贈与となりまして、農作業の委託として、飯島委員がおっしゃったとおり、別の方に農作業をお願いするという内容の申請となっております。

面談に関しましては、農作業の受託者から、農作業実施者として自筆が記された書面を頂いておりますので、特に必要はないかと思われまます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯島委員、よろしいですか。

飯島委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

7ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、江地内、畑、446㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存の農機具置場が手狭であることから、令和元年より一部を農業用資材置場として借用している申請地に、始末書添付の上、農機

具置場を設けるものでございます。農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内にある農地であるため、許可方針は原則不許可ですが、農業用施設用地であることから不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:鶴見委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約2.3kmにあり、麦の作付けがされていました。また、申請地の一部は農業用資材置場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。4月22日、地区委員2名、事務局職員 磯局長補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農機具置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分についてを、議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越 剛君)

8 ページ並びに、参考資料の 3 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、2 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、田下地内、畑、1,756 ㎡、申請理由は、既存駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を設けるものでございます。

参考資料の 5 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、高道祖地内、畑、969 ㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、住環境が良好な申請地にコンビニエンスストアを建築するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局(磯和洋君)

議案書は 8 ページ、参考資料は、3 ページ・4 ページをご覧願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地ですが、これまでに農業公共投資がされている農地であることから、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをご覧願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口造成工事に伴う、道路工事施工承認が茨城県及び下妻市へ申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 1 号:飯村委員

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、ヘキサホールきぬから東へ約 700m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。4 月 22、地区委員 3 名、事務局職員 堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号:笠島委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、下妻消防署高道祖出張所から南東へ

約 350mにあり、耕作されていましたが、多少雑草が生えていました。4月22日、地区委員2名、事務局職員 富張係長、堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃借人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、コンビニエンスストアへ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

9ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分につきましては、今回、1件の申請であります。

農地転用許可後に、事業内容、一時転用期間、転用事業者のいずれかに変更が生じた場合は、事業計画変更の手続きが必要となります。

ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、加養地内、2筆、登記、畑、現況、雑種地、合計1,278㎡、申請理由は、仮設現場事務所及び資材置場へ一時転用したく、令和6年1月25日付で許可を受けたが、追加工事により工期が延長になったため、期間を延長するものでございます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号：草間委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、豊加美小学校から西へ約100m

にあり、許可を受けたとおり、仮設現場事務所及び資材置場として利用されていました。4月22日、地区委員2名、事務局職員 磯補佐、堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、転用期間を変更することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

報告を終わります。発言はありませんか。齋藤(森)委員。

齋藤(森)委員

追加工事による工期が延長になったということですが、具体的に追加工事はどのようなものか、もし分かればお願いします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局、お願いします。

事務局（磯和洋君）

お答えいたします。

当初の計画ですと3月末日までの工期でしたが、整地工を初めとする、多岐にわたる工事の延長によりまして、追加工事として、6月末日までの工期が延長されたところでございます。ですが、今回の期間の延長につきましては、予備を見ての延長期間であると推測いたします。

議長（会長 齋藤孝夫君）

齋藤(森)委員、よろしいですか。

齋藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 齋藤孝夫君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 5 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

10 ページをお開き願います。

議案第 5 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、1 件の願出であります。

非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、江地内、畑、214 ㎡、住宅敷地となった土地が約 30 年経過するも、地目変更が未済のため願出されたものであります。

以上でございます。

議長（会長 齋藤孝夫君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第 5 号）

処理番号 1 号：鶴見委員

議案第 5 号 処理番号 1 号について報告いたします。願出地は、下妻消防署上妻出張所から北へ約 1.2km にあり、住宅敷地として利用されていました。4 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員 磯補佐と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、住宅敷地として利用されていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長（会長 齋藤孝夫君）

調査結果について発言はありませんか。高橋委員。

高橋委員

この案件について、30 年間ずっと住んでいて、敷地の一部が農地だったということです。参考資料の図面がないので状況は分からないのですが、今回はどのような感じで、発覚したのでしょうか。

議長（会長 齋藤孝夫君）

事務局、願います。

事務局（富張陽子君）

高橋委員のご質疑にお答えいたします。

今回の議案第1号処理番号12号の3条申請、内容は夫婦間の贈与ですが、その際に、今回のご質疑がありました農地についても贈与するという事で調べたときに、発覚したということになります。一部、住宅地として、宅地課税もされておりました。本来であれば分筆して手続きをしていくところですが、なかなか費用の用意ができないということで、毎年の固定資産税が少し高くなっても、非農地証明申請をするということとなり、今回の案件が上がってきたところでございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

高橋委員、いかがですか。

高橋委員

わかりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

他に発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

11ページをご覧願います。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、11ページから23ページまで、62件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和6年第4回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後 14 時 20 分）

議 長 齋 藤 孝 夫

署名委員 鶴 見 清 忠

署名委員 程 塚 裕 行